

東北地建における闊議アセスの分析

建設省東北地方建設局環境審査官室

正会員

加藤裕一

1. はじめに

1997年6月に環境影響評価法が成立したことにより、一定の要件を満たす事業については、環境影響評価に法律の裏付けがなされることになった。1984年以来行われて来たいわゆる「闊議アセス」は、法律が施行される一年余り後にはその使命を終えることになる。本稿では、東北地方建設局が現在までに関与した「闊議アセス」45件（準備書の地元縦覧段階までのものも含む）について取りまとめを行った概要を報告し、新法下でのアセスの方向を整理しようとするものである。

45件の内訳は、事業別では、ダム4件、高速道路10件、一般道路31件となり、ダムは、総貯水容量で計444百万 m^3 、道路は総延長716Kmとなる。環境影響評価書に調査地域として図示されている面積は、ダムでは約130 Km^2 、道路では凡そ8600 Km^2 に及ぶ。

なお、45件中には、2件の環境影響評価の調査地域が互いに接するものが6例、3件が連続するものが2例、4件が繋がるもの、5件が繋がるものがそれぞれ1例ある。

2. 文献調査

環境影響評価書記載の調査地域の面積は、上述の様に大雑把に平均すれば、ダムで30 Km^2 、道路では210 Km^2 程度であり、最小でも、ダムで15 Km^2 、道路で70 Km^2 程もあるので、先ず、文献調査を主とする調査が行われる。文献としては、各種センサス、各回の自然環境保全基礎調査、地元の学術報告書、市販の専門書などが用いられ、平均すると各々の環境影響評価調査において60件以上の文献が参照されている。論文のサーベイをしたものが少ないのは、対象地域が学術調査のフィールドになりにくい所であることが多いことや、調査の性質に起因していると思われる。

環境基本法には、公害対策基本法を受けて、公害として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、震動、地盤沈下、悪臭が挙げられている。環境影響評価調査もこのカテゴリーを踏襲しているが、45件の中に悪臭と地盤沈下を取り上げたものは無い。

自然環境の保全に係るものとしては、地形・地質、植物、動物、景観の4つの項目に分けて資料を収集解析している。

3. 現地調査

文献等の調査から事業が環境に影響を及ぼすおそれがあると判断されたものについては、更に現地調査が行われる。

事業の種類によって現地調査の対象として選定される項目に差異があり、公害に関する項目では、ダムでは水質汚濁だけが対象とされ、道路でも水質汚濁を対象とするのは高速道路である。又、典型7公害を全くアセス対象としないものが1件あるが、トンネル構造が大部分を占め周辺に人家の殆ど無い地域に計画された道路である。この1件と、ダムとを除く残り40件の環境影響調査では、全て大気汚染、騒音、振動についての調査が行われている。

自然環境に関わる項目では、道路では、1993年頃を境に選定の仕方に差異が見られるようであり、

前期では、地形・地質や景観は対象とされず、植物も選定されない場合が少なくない。又、後期では、動物は全ての事業でアセス対象とされている。45件を対象に、現地調査の調査対象項目として選定されている割合は、地形・地質24%、植物67%、動物84%、景観24%である。

総じて言えば、事業の特質と現地の状況を踏まえて調査項目の選定が行われていると言える。自然環境の保全に係る項目で、地形・地質と景観がアセス対象項目として選定されることが少ないのは、これらの「貴重性」について幅広いコンセンサスを持つ全国的視野に立った規範が無いことや、対応策の評価が難しいことなどに因るものと思われる。植物、動物については、「我が国における保護上重要な植物種の現状」が1989年、「動物版レッドデータブック」が1991年に公にされており、調査期間を考えに入れ、建設省環境政策大綱、環境基本法制定の動きなどの社会的背景も考え併せれば、上述の1993年頃が一つの転回点になっていることが説明できるものと思われる。

現地調査は、事業実施によって影響を受けるとされる範囲を絞り込んで行われる。現地調査によって確認された種の数には、例えば植物では、環境影響調査1件あたり凡そ500種である。秋田県全域にある植物種は全部で2526種、岩手県では2619種とされているので、乱暴な言い方であるが、一件で、全県の2割程度の植物種を確認していることになる。調査成果は、平均すると1件あたり大学教授などの専門家2～3人にオーソライズして載っている。

4. 予測・評価

環境影響評価は、法律1条に示されているように、事業実施にあたって環境への配慮を行うためになされるものである。ところが、「環境」を総体として捉えることは現在までの知見の集積では出来ないの、各調査項目ごとに、影響が大きいと思われるものについて保全目標を設定し、これが満足できているかどうかを評価する。公害に関する項目では、環境基準等が保全目標として設定され、自然環境に関わる項目では、対象が、「全国的価値に値する、都道府県の価値に値する、市町村の価値に値する」のどれに該当するかを区分した後、それぞれ、「環境要素を努めて保全、環境要素を相当程度保全、環境要素への影響を努めて最小化」を保全目標とする。例えば、植物について、全国的価値に相当するかどうかについては、いわゆるレッドデータブックに載っているかどうかなどを目安にする事が多いが、改訂によって、従来普通種とされていたものが貴重種になったり、その逆があったりという例もある。

公害、自然環境の各項目とも現地調査を行ったもののうち約8割について予測評価の必要を認め、実施している。植物を例に採ると、全国的価値とされたものは、のべ40種、都道府県の価値238種・群落、市町村の価値25種・群落である。全国的価値とされたものは、実数では23種であり、エビネは、10件の調査で記録されている。

5. おわりに

上述のように、環境影響評価調査は、時間の経過とともに、社会的要請が高まるにつれ、調査研究手法が蓄積され共有される形になるにつれて、精緻化されてきたと言える。言葉を換えて言えば、今回の「閣議アセス」から法律に裏付けされたアセスへの移行だけによって、アセスの精度に画期的な変化が起こるわけではない。紙面の制約で制度的な面の記述は割愛したが、一般からの意見などによって貴重種と思われるものに関する情報が得られたとしても、その貴重性が全国的な視野の中で位置づけられないならば、徒に混乱するおそれもある。事業との関係を踏まえての、「環境」を総体的に捉える手法や対応策の評価手法などの確立が求められる。事業実施者側の地道で主体的な取り組みが引き続き求められる所以である。